北海道
子どもの読書活動推進計画
〈第五次計画〉

2023 年度～2027 年度

（令和５年度～令和９年度）

北　海　道　教　育　委　員　会

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方　1

1　計画策定の趣旨とその背景---------- 1
2　国や道の動向---------- 2
3　基本理念---------- 3
4　計画の性格---------- 3
5　計画の期間---------- 3
6　推進状況の把握---------- 3
7　計画の対象と各期の特徴---------- 3
8　読書活動の対象---------- 3
9　「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題---------- 4
（１）目標指標の進捗状況---------- 4
（２）成果---------- 4
（３）課題---------- 5
10　計画の体系図---------- 6

第２章　子どもの読書活動推進のための方策　7

1　〈基本目標１〉社会全体での子どもの読書活動の推進
（１）【推進方策１－１】家庭における読書活動の推進---------- 7
（２）【推進方策１－２】地域における読書活動の推進---------- 9
（３）【推進方策１－３】学校等における読書活動の推進---------- 11
（４）〈基本目標１〉の目標指標---------- 13

2〈基本目標２〉子どもの学びを支える読書環境の整備
（１）【推進方策２－１】地域における読書環境の整備---------- 14
（２）【推進方策２－２】学校等における読書環境の整備---------- 16
（３）〈基本目標２〉の目標指標---------- 18

● 資　料　19

1　用語解説---------- 19
2　関連法令等へのリンク---------- 22

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨とその背景

国は、平成 13 年（2001 年）12 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」*[1]において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体でその推進を図っていく必要を示した上で、平成 14 年（2002 年）８月には、同法第８条第１項の規定に基づき、子どもの読書推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、おおむね５年ごとに新たな計画を策定しています。

近年、人口減少や少子高齢化の進行により、図書館の予算や職員の確保等、道内においても公立図書館*[2]を取り巻く環境は厳しさを増しています。特に、情報化の進展や様々なメディアの発達・普及などを背景として、子どもの読書離れが指摘されています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大による公立図書館や学校図書館の利用制限、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化する中、国においては、ＧＩＧＡスクール構想*[3]により、児童生徒の１人１台端末のＩＣＴ環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携の推進を始めました。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）*[4]の制定により、公立図書館等と並んで学校図書館でも、視覚障がい者等が利用しやすいメディアの充実と、円滑な利用のための支援が行われるよう、地方自治体が必要な施策を講ずることとなりました。

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、上記の法律及び計画に基づき、平成 15 年（2003 年）11 月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定して以降、平成 20 年（2008 年）３月に、第二次計画である「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」、平成 25 年（2013 年）３月には、第三次計画である「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」、平成 30 年（2018 年）３月に「北海道子どもの読書活動推進計画〈第四次計画〉」を策定し、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

第五次計画では、これまでの取組の成果と課題を明らかにするとともに、社会の変化や国の動向を踏まえて、新たな５か年の方向性を示し、社会全体で北海道の子どもの読書活動の一層の推進を図るために計画を策定するものです。

２　国や道の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び道のこれまでの主な動向は、次のとおりです。

年月	国・道	内容
平成５年（1993 年）３月	国	学校図書館図書標準*5設定
平成 12 年（2000 年）	国	子ども読書年
平成 13 年（2001 年）12 月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律 公布・施行
平成 14 年（2002 年）８月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成 15 年（2003 年）11 月	**道**	**北海道子どもの読書活動推進計画 策定**
平成 17 年（2005 年）７月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成 18 年（2006 年）12 月	国	教育基本法 改正
平成 19 年（2007 年）４月	国	学校図書館図書標準（特別支援学校）改正
平成 19 年（2007 年）６月	国	学校教育法 改正
平成 20 年（2008 年）３月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）策定
	道	**北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）策定**
	道	**北海道子どもの読書活動推進計画「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」（第二次計画）策定**
平成 20 年（2008 年）６月	国	図書館法 改正
平成 22 年（2010 年）	国	国民読書年
平成 24 年（2012 年）12 月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成 25 年（2013 年）３月	**道**	**北海道子どもの読書活動推進計画「生きる力をはぐくむ北の読書プラン」（第三次計画）策定**
平成 25 年（2013 年）５月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）策定
平成 26 年（2014 年）６月	国	学校図書館法 改正［学校司書］
平成 28 年（2016 年）10 月	国	これからの学校図書館の整備充実について 報告
平成 28 年（2016 年）11 月	国	学校図書館の整備充実について 通知 ［学校図書館ガイドライン*6、学校司書モデルカリキュラム］
平成 29 年（2017 年）３月	国	学習指導要領等 改訂（幼稚園・小学校・中学校）
平成 29 年（2017 年）４月	国	学習指導要領 改訂（特別支援学校幼稚部・特別支援学校小学部・特別支援学校中学部）
平成 30 年（2018 年）３月	国	学習指導要領 改訂（高等学校）
	道	**北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）策定**
平成 30 年（2018 年）４月	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）策定
平成 31 年（2019 年）２月	国	学習指導要領 改訂（特別支援学校高等部）
令和元年（2019 年）　６月	国	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）公布・施行
令和元年（2019 年）12 月	国	ＧＩＧＡスクール構想の実現パッケージ 公表、ＧＩＧＡスクール実現推進本部 設置
令和３年（2021 年）４月	**道**	**地学協働*7活動実証事業（ＣＬＡＳＳプロジェクト）開始**
令和４年（2022 年）１月	国	第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」*8策定
令和５年（2023 年）３月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）策定

３　基本理念

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

この計画における基本理念は、「第一次計画」から「第四次計画」までの趣旨を引き継ぐとともに、北海道の全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を行うこととしています。

４　計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第９条に基づき策定するものであり、「北海道教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画として、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

また、道では、平成 30 年（2018 年）12 月、ＳＤＧｓ*[9]のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道ＳＤＧｓ推進ビジョン*[10]」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でＳＤＧｓの推進を図ることとしており、この計画についても、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」のゴールの達成に資するものです。

５　計画の期間

この計画の期間は、令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2027 年度）までの５年間とします。

６　推進状況の把握

この計画の推進状況については、北海道子ども読書活動推進会議*[11]に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

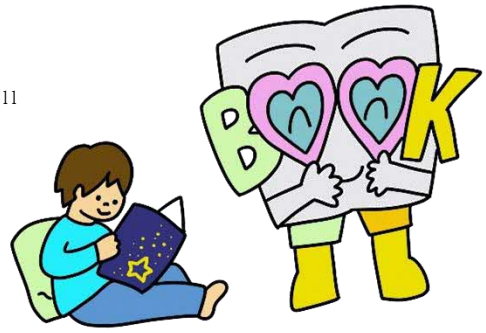

７　計画の対象と各期の特徴

この計画は、０歳からおおむね 18 歳を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を乳幼児期（本に出会う）、小学生期（本に親しむ）、中学生期（本から学ぶ）、高校生期（本と生きる）の、４つの期間に分けて、各期における特徴に応じた読書活動を推進します。

８　読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象には、活字その他文字を用いて表現された図書などが該当し、電子書籍を含む電子資料も含まれます。

9　「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題

（１）目標指標の進捗状況

	指標	指標の概要	進捗状況		
			基準年度 （H27～29）	現状 ~~（調査実施年度）~~ （R3～4）	目標 （R4）
①	家庭での読書の状況	「家や図書館で、普段（月～金曜日）、１日どれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10 分以上」と回答した児童生徒の割合（%） （出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小 60.9 中 53.3 （H29）	小 57.1 中 48.4 （R4）	小 70 中 70
②	学校における一斉読書の取組状況	「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合（%） （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 96.2 中 92.4 （H27）	小 92.5 中 93.3 （R4）	小 100 中 100
③	読書が好きな児童生徒の割合	「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（%） （出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小 74.4 中 74.0 （H29）	小 72.9 中 70.5 （R4）	小 80 中 80
④	市町村・公立図書館における啓発の実施状況	「子ども読書の日（4/23）」や「こどもの読書週間（4/23～5/12）」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数 （出典）文部科学省「『子ども読書の日』に関する取組予定状況調査」	161 （H28）	130 （R4）	179 全市町村
⑤	市町村における読書活動推進計画の策定状況	子ども読書活動推進計画を策定し、計画的に子どもの読書活動を推進している市町村数 （出典）文部科学省「『子供読書活動推進計画」策定状況調査」	127 （H28）	169 （R3）	179 全市町村
⑥	学校図書館図書の整備の状況	学校図書館図書標準を達成している学校の割合（%） （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 35.2 中 38.0 特(小) 13.9 特(中)　2.8 （H29）	小 42.5 中 40.6 特(小)14.7 特(中) 2.9 （R4） ※札幌市を除く	小 70 中 60 特(小) 15.0 特(中)　5.0
⑦	学校司書*12 の配置状況	学校司書を配置している学校の割合（%） （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 14.2 中 14.9 高 5.6 （H28）	小 34.4 中 23.4 高 4.7 （R3） ※札幌市を除く	小 60 中 60 高 70
⑧	学校図書館における様々な人材との連携状況	公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合（%） （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 83.7 中 73.5 高 28.9 特(小)16.7 特(中)16.7 特(高)12.0 （H29）	小 92.0 中 69.6 高 26.5 特(小)32.4 特(中)20.0 特(高)18.8 （R4） ※札幌市を除く	小 100 中 100 高 60 特(小)40 特(中)40 特(高)40

※「学校図書館の現状に関する調査」は、国が調査しない年度は道教委が独自調査しており、札幌市は調査対象に入っていません。

（２）成果

- 子ども読書活動推進計画については、９割を超える市町村において策定が進みました。道教委では、計画の策定や改定に対して、必要に応じて市町村教育委員会への情報提供などの支援を引き続き行っていきます。
- 学校図書館図書標準については、目標値には届かないものの、全ての校種で改善の傾向が見られました。道教委では、市町村に対し、学校図書館図書整備等５か年計画による地方財政措置を活用した蔵書の更新を、引き続き働き掛けていきます。
- 学校司書については、小・中学校において配置が進んでいますが、一方で、高等学校においては、配置が進んでいません。道教委では、市町村に対して、学校図書館図書整備等５か年計画による地方財政措置を活用した学校司書の配置を働き掛けていくとともに、学校司書の資質向上を目指した「学校図書館担当職員講習」を開催するなど、配置の促進に向けた環境整備を進めていきます。

（３）課題

- 家や図書館で、普段 10 分以上読書をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに減少しています。平日１時間以上携帯式のゲームやスマートフォンのゲームを含むテレビゲームをする児童生徒の割合が増加傾向にあることから、読書習慣の定着に向けた取組が必要です。
- 「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合は、中学校が増加している一方で、小学校は減少してきていることから、ブックトーク*[13]やビブリオバトル*[14]など、公立図書館や地域のボランティアと連携を図りながら、様々な活動を取り入れることが必要です。
- 読書が好きな児童生徒の割合は、小学校と中学校のどちらも減少していることから、児童生徒が読書を楽しむことができるよう、地域が連携して、子どもの読書活動推進や環境整備に取り組むことが必要です。
- 「子ども読書の日」等に事業を実施している市町村数は、コロナ禍の影響もあり減少したことから、子どもの読書活動推進の普及・啓発に努めることが必要です。
- 公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合は、小学校は増加しているものの、校種によっては減少が見られることから、学校における読書活動を促進するため、公立図書館からの資料の借受けや、地域のボランティアなどと連携を進めることが必要です。

１０　計画の体系図

この体系図は、本計画が法律に基づく国の計画と、北海道総合計画に基づいて策定された北海道総合教育大綱や北海道教育推進計画を踏まえて策定するものであり、本計画の基本理念の下、家庭、地域、学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進と、地域や学校等における読書環境の整備の方向性を示しています。

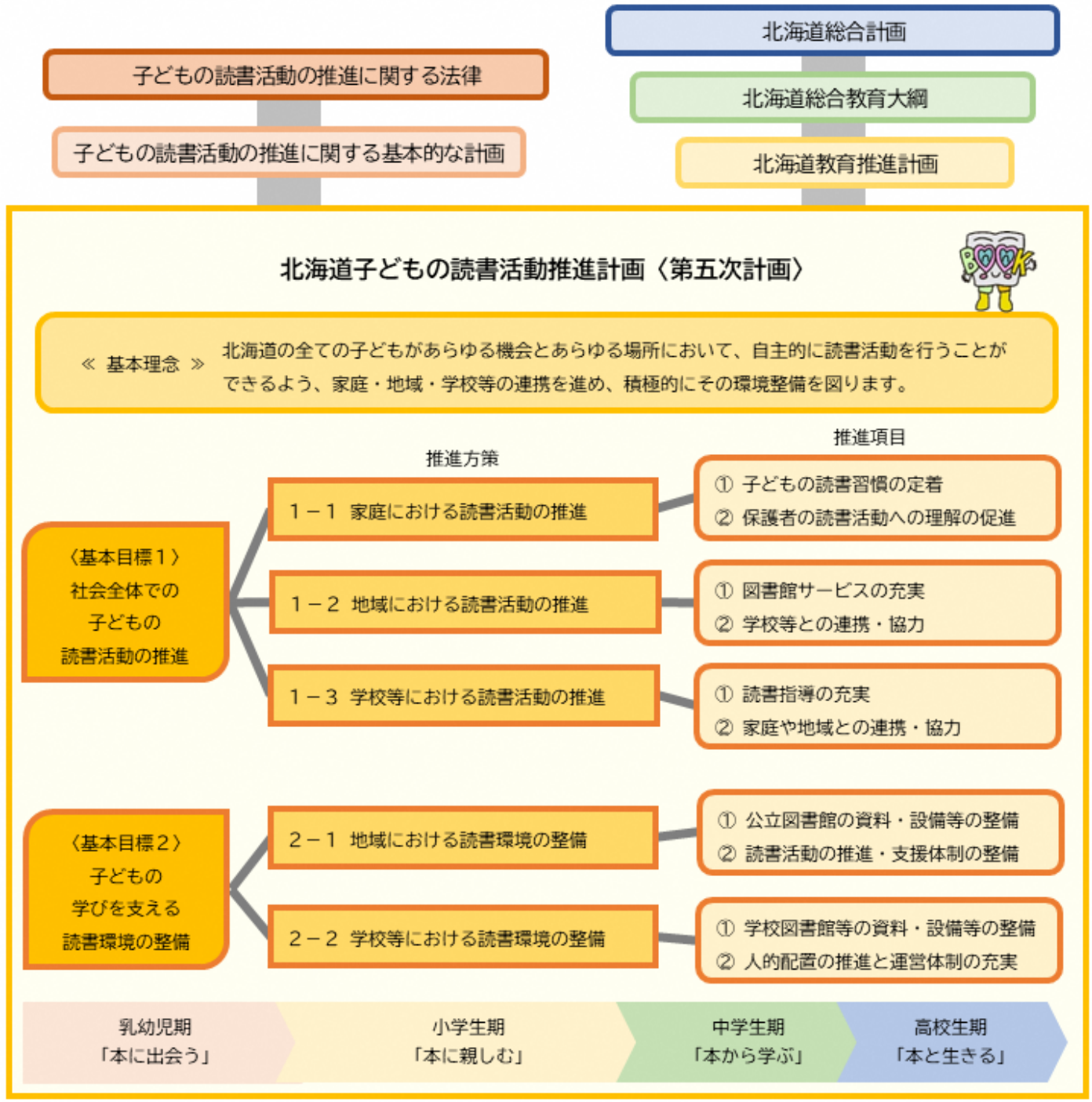

第２章　子どもの読書活動推進のための方策

本計画では、計画の体系を踏まえて、２つの「基本目標」と５つの「推進方策」を示し、それぞれに対応した目標指標を設定します。

１〈基本目標１〉社会全体での子どもの読書活動の推進

本道において、家や図書館で１日 10 分以上読書をする児童生徒の割合は、小学生で 57.1%、中学生で 48.4%となっていることから、今後も取組を工夫し、改善を図っていくことが必要です。

そのためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作れるよう、家庭、地域、学校等の役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し協力しながら、乳幼児期からの子どもの発達の段階に応じて、多様な取組を進めていくことが重要です。

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等、社会全体で読書を推進する取組を進めることが効果的です。

（１）【推進方策１－１】家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が意識して子どもの読書活動の機会の充実を図るとともに、読書習慣の定着に向けて、積極的に関わっていく必要があります。

特に、コロナ禍においては、図書館の利用が制限されたり、外出を控えたりするなど、家庭における読書の在り方は、一段と重要となりました。

このため、家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」*[15]に取り組むことにより、子どもの成長に応じて読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書に対する興味や関心を広げられるよう、子どもの読書活動を見守り、応援することが望まれます。

また、市町村においては、ブックスタート*[16]などの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められており、市町村立図書館*[2]においては、他の関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、保護者や家族で読書に親しむことができるような機会や場所といった環境を整備することが期待されます。

道教委では、北海道子ども読書応援団*[17]の拡充や、ホームページやＳＮＳ等を活用した「家読（うちどく）」に関する情報発信により、家庭における読書の普及・啓発に努めます。

◎ キーワード

読書習慣の定着、子どもの発達の段階、家読、ブックスタート、ボランティアとの連携

［推進項目と具体的な取組］

① 子どもの読書習慣の定着

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		保護者による絵本や物語の読み聞かせ	家　庭
2		家族で読み聞かせ会を楽しんだり、本を選んだりすること	
3	○	食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること	
4		家族が集まる部屋にミニ本箱を置くなど、読書に親しむ雰囲気をつくること	
5		読んだ本の書名、読んだ日や簡単な感想などを記録しておくこと（生活リズムチェックシート*18や読書通帳*19等の活用）	
6		工作や料理の本を親子で一緒に読んで実際に作ってみるなど、体験の機会と結び付けること	
7	○	保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと	

② 保護者の読書活動への理解の促進

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1	○	ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実	市町村 市町村教委 市町村立図書館 道立文学館
2		多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施	
3		家族で文学を楽しめる催し等の実施	
4	○	北海道子ども読書応援団などのボランティア団体や子育てサークルによる読書活動の促進	関係機関・団体 市町村教委 市町村立図書館 道教委
5		パンフレット、ホームページ、メールマガジン等による読書習慣定着に向けた普及・啓発や行事等に係る情報発信	

関連する SDGs の目標

（２）【推進方策１－２】地域における読書活動の推進

市町村立図書館は、子どもが家庭や学校以外において、気軽に読書を楽しんだり、学習をしたりすることのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。

そうした中で、子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添った取組を行うことが重要なことから、これまで取り組んできた図書館サービス*[20]の充実を図るとともに、子どもの視点に立ったサービスの改善を目指し、関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所といった環境を整備することが必要です。

また、情報と人を結び付け、子どもから大人までの地域住民が交流できるまちづくりの拠点として地域の実態に応じた活用の場の創出が望まれます。

さらには、学校における調べ学習や探究活動に対して図書館職員が支援を行うなど、学校や学校図書館との連携を更に進めていくことが期待されています。

道教委では、道立図書館による市町村立図書館への協力・助言等を通して、子どもが読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の定着に向けた取組の支援に努めます。

◎ キーワード

子どもの視点に立ったサービス、まちづくりの拠点、探究活動への支援

学校図書館との連携

［推進項目と具体的な取組］

① 図書館サービスの充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		読み聞かせやビブリオバトル等、子どもの読書への興味を広げる取組の実施	市町村立図書館
2	○	子どもの視点に立ったサービスの改善	
3	○	まちづくりの拠点として、子どもや大人をつなぐ交流の場の創出	
4		移動図書館等による学校や地域への巡回貸出し	
5		推薦図書の選定、普及	
6		読書に関するレファレンスサービス*21の実施	市町村立図書館 道立図書館
7	○	「子ども読書の日」*22や「こどもの読書週間」*23における事業の実施と情報の提供	
8		市町村立図書館等における子どもの読書推進や運営全般についての助言や情報提供	道教委 道立図書館

② 学校等との連携・協力

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		図書館職員等の学校等への定期的な訪問や連絡会の実施による情報交流	市町村教委 市町村立図書館 道立図書館
2		児童生徒への読み聞かせやブックフェスティバル等、読書活動に関わる学校行事等の連携・協働による実施	
3	○	児童生徒の調べ学習や探究活動等の授業の支援	
4	○	学校図書館や学級文庫等への図書館資料の団体貸出し	市町村立図書館 道立図書館 ボランティア
5		子どもの読書活動に関する多様なボランティア活動の場の提供	
6		「放課後子供教室」*24や「放課後児童クラブ」*25等におけるボランティアによる読書活動の実施	市町村 市町村教委 地域学校協働本部*26

関連する SDGs の目標

（３）【推進方策１－３】学校等における読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園、保育所、認定こども園等では、幼稚園教育要領[*27]や保育所保育指針[*28]等に基づき、乳幼児が様々な絵本や物語に親しむ機会を積極的に増やすことが望まれるため、保護者やボランティア、司書等と連携・協力して読み聞かせをすることも考えられます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、児童生徒が多くの語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に出会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館を計画的に利活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

特に、高校生期においては、友人等からの働き掛けが、読書に関心を持つようなきっかけとなり得ることも考えられていることから、ボランティアや公立図書館等との連携を図りながら一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組を充実させることが重要です。

また、国のＧＩＧＡスクール構想では、これまでの教育実践とＩＣＴ教育のベストミックスを図ることが求められており、児童生徒の１人１台端末のＩＣＴ環境を活用した学校図書館の積極的な利活用を進めていく必要があります。

道教委では、学校図書館を効果的に活用している学校の事例を全道に普及・啓発することなどにより、学校等における読書活動推進の支援に努めます。また、各教育局の義務教育指導班及び高等学校教育指導班、社会教育指導班による学校訪問等[*29]において、授業における学校図書館の利活用や読書指導、学校図書館の運営などについて指導・助言します。

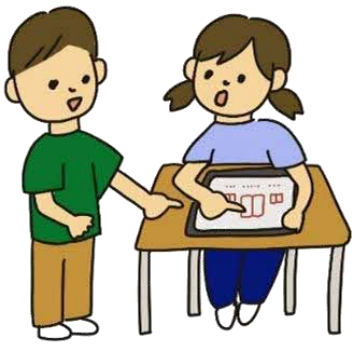

◎ キーワード

読書に親しむきっかけづくり、１人１台端末、ＩＣＴ教育のベストミックス

学校図書館の利活用

［推進項目と具体的な取組］

① 読書指導の充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		読み聞かせなどによる本に親しむ活動	幼稚園・保育所 認定こども園
2		教職員や保育士によるお薦めの本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定	
3		入学時等における学校図書館のオリエンテーション等の充実	学校
4	○	一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組の実施	
5	○	各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館の活用	
6	○	１人１台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力を育成する活動	
7		各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館の利活用	
8		読書感想文コンクールや読書感想発表会等の実施	
9		図書委員会や図書局等による児童生徒の自主的な読書活動	

② 家庭や地域との連携・協力

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1	○	保護者やボランティア、公立図書館、民間団体等との連携による読書活動	市町村立図書館 幼稚園・保育所 認定こども園・学校 保護者・ボランティア
2		異年齢・異校種の交流による読書活動	
3		児童生徒や教職員の公立図書館の行事や読書ボランティア活動への参加	
4		「学校図書館だより」等の発行や、ホームページや校内掲示などを活用した読書活動の啓発	幼稚園・保育所 認定こども園・学校
5		パンフレット、ホームページ、メールマガジン等による読書活動の充実や学校図書館の活用に係る普及・啓発や行事等に係る情報発信	関係機関・団体 市町村教委・道教委

関連する
SDGs の目標

（４）〈基本目標１〉の目標指標

	指標	指標の概要	基準年度(調査実施年度)の状況（R3～4）	目標年度の状況（R9）
①	市町村・公立図書館における啓発の実施状況	「子ども読書の日（4/23）」や「こどもの読書週間（4/23～5/12）」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数 （出典）読書推進運動協議会「こどもの読書週間行事報告」	130 市町村 （R4）	179 市町村
②	授業における学校図書館の活用状況	授業（総合的な学習の時間、総合的な探究の時間）で学校図書館を活用している学校の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 90.8% 中 71.2% 高 43.6% （R4）	小 100% 中 100% 高 100%
③	学校図書館における様々な人材との連携状況	公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 92.0% 中 69.6% 高 26.5% （R4）	小 100% 中 100% 高 60%

※「学校図書館の現状に関する調査」は、国が調査しない年度は道教委が独自調査しており、札幌市は調査対象に入っていません。

【参考】北海道教育推進計画における基本目標１に関連する指標

	施策項目	指　標	基準年度(調査実施年度)の状況（R3～4）	目標年度の状況（R9）
①	２－④ 幼児教育の充実	「北海道子ども読書応援団」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数 （出典）道教委「『北海道子ども読書応援団』活動調査」	877 回 （R3）	1,350 回
②	３－⑤ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）	家や図書館で、普段、１日「10 分以上」読書をすると回答した小学校６年生・中学校３年生の割合 （出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小 57.1% 中 48.4% （R4）	73.0%
③	４－④ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）	一斉読書や書評合戦(ビブリオバトル）等読書を推進する取組を行っている学校（高等学校）の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	76.7% （R4）	91.0%
④	５－⑤ 特別支援教育の推進	読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	31.3% （R4）	70.0%

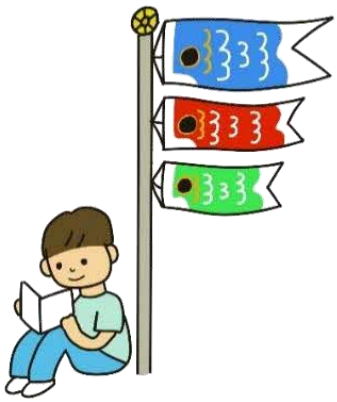

２〈基本目標２〉子どもの学びを支える読書環境の整備

公立図書館においては、電子書籍等の導入が一部の自治体に限られていることや、学校図書館においては、学校司書の配置が十分に進んでいないなど、地域や学校の読書環境に、課題が見られます。

北海道の全ての子どもが、どこに住んでいても、好きな本を手に取ったり、必要な資料を調べたりすることができる、子どもの学びを支える読書環境をつくるためには、道、市町村、学校、関係機関・団体等が相互に連携したり、支援したりしながら、計画的に整備を進めることが重要です。

（１）【推進方策２－１】地域における読書環境の整備

市町村においては、読書活動の中心的な役割を果たす市町村立図書館の整備・充実を図るとともに、関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要であるため、子どもの読書活動推進計画を策定・公表し、計画的に取組を推進することが望まれます。

公立図書館においては、利用者の利便性や図書館の運営やサービスの効率化の観点から、電子書籍の導入を進めることが望まれているとともに、将来的には、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できるハイブリッド図書館を目指すことを視野に入れ、電子図書館の導入を検討していくことが必要です。また、視覚障害者等が利用しやすい点字図書、音声図書、拡大図書などのメディアの充実と、円滑な利用のための支援を行い、読書バリアフリー化を進めることも必要です。さらには、中学生、高校生の要望を取り入れたコーナー等を設置したり、子どもが立ち寄りやすい環境を整えたりするなど、子どもの視点に立った整備が望まれます。

道教委では、道立図書館での読書活動推進のための情報提供や人材育成の取組等を通して、地域における読書環境整備の支援に努めます。

◎ キーワード

電子書籍の導入、ハイブリッド図書館、読書バリアフリー、子どもの視点に立った整備

［推進項目と具体的な取組］

① 公立図書館の資料・設備等の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		絵本コーナー等の子どもの利用のためのスペースの確保	市町村立図書館
2		図書館資料、読書活動推進の参考となる資料の整備	市町村教委 市町村立図書館 道教委 道立図書館
3	○	ヤングアダルトコーナーの設置など、子どもが立ち寄りやすい環境の整備	
4	○	電子書籍や点字図書、音声図書、拡大図書など、障がいのある子どもでも利用しやすいアクセシブルな書籍や設備の整備	
5	○	電子書籍を含む電子資料の利用促進	
6		インターネットを活用した予約貸出やレファレンスサービス等の利用促進	
7		地域内における蔵書管理システムの整備、ネットワーク化	
8		道内公立図書館の横断検索・相互貸借システムの整備	

② 読書活動の推進・支援体制の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1	○	子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定	市町村教委 市町村立図書館 道教委 道立図書館
2		子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による積極的な周知	
3	○	他の公立図書館や学校図書館との連携による資料の相互貸借	
4	○	図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施	
5		ボランティア団体における子どもの読書活動に関する研修や情報提供	

関連する SDGs の目標

（２）【推進方策２－２】学校等における読書環境の整備

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、絵本の蔵書数に格差があることが、国により指摘されています。そのため、保護者、ボランティア等と連携・協力して、図書の整備を図るとともに、公立図書館の団体貸出を利用するなどして、全ての乳幼児が多くの様々な本にアクセスできる読書環境を整備することが望まれます。図書の選定に当たっては、公立図書館の協力を得ることも考えられます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

また、昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持ったりすることができる「心の居場所」としての機能も有しています。

そのため、これらの機能を十分に発揮することができるよう、学校図書館図書標準に沿った資料や複数の新聞を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、学校図書館等の読書環境の整備を担う、学校司書の配置及び資質向上が求められます。

また、１人１台端末の導入が進む中、端末と連携した学校図書館の積極的な利活用が図られるよう、学校図書館のＩＣＴ化の環境整備を、地域の実情に応じて計画的に進めていく必要があります。

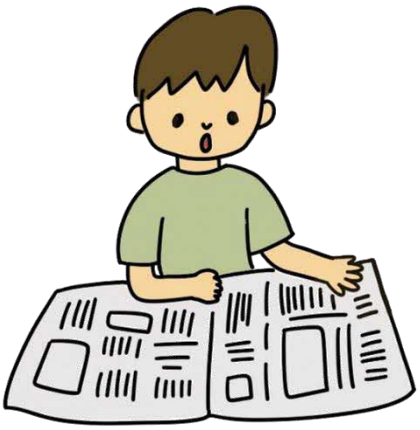

道教委では、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の資質向上を目指した講習を開催し、学校司書の配置促進に向けた人材育成等の支援に努めるとともに、教育局による市町村教育委員会訪問等を通じて、学校図書館の整備に関する予算が措置されるよう、働き掛けを行っていきます。

◎ キーワード

学校図書館図書標準の達成、学校司書の配置、新聞の複数紙配備、学校図書館のＩＣＴ化

［推進項目と具体的な取組］

① 学校図書館等の資料・設備等の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		保護者やボランティア、公立図書館との連携による図書の充実や絵本コーナーの工夫	幼稚園・保育所 認定こども園
2	○	学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備	市町村教委 道教委 学校
3		基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新	
4		日本十進分類法（ＮＤＣ）を原則とする図書館資料の整理、配架	
5	○	児童生徒の発達段階、学校・地域の実情に応じた適切な新聞の複数紙配備	
6		障がいのある児童生徒の状況に応じた機器及び資料の整備	
7		グループ学習に適した机の配置など、協働的な学びを支える学習環境の整備	
8	○	蔵書のデータベース化の導入	
9	○	電子管理を活用した貸出・返却	
10	○	電子書籍の導入や１人１台端末との連携の検討	
11		学級文庫の設置や、廊下や空きスペースなどを活用した図書コーナー設置等、子どもが図書を手に取りやすい校内全体の読書環境づくり	
12		地域参観日や行事などに合わせた地域住民への学校図書館の開放	

② 人的配置の推進と運営体制の充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		学校図書館運営に係るＰＤＣＡサイクルの確立、組織マネジメントの工夫	学校
2	○	司書教諭の役割等の理解促進	市町村教委 道教委
3	○	学校司書の配置促進	
4	○	図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施	道教委 道立図書館

関連する SDGs の目標

（３）〈基本目標２〉の目標指標

	指標	指標の概要	基準年度(調査実施年度)の状況（R3～4）	目標年度の状況（R9）
①	公立図書館におけるアクセシブルな書籍等の導入状況	所管の公立図書館（室）において、障がいがあっても利用しやすい形式の書籍の導入やサービスの提供をしている市町村数 （出典）北海道図書館振興協議会「北海道の図書館」	114 市町村 （R4）	179 全市町村
②	学校図書館におけるＩＣＴ化の状況	学校図書館において、蔵書の電子管理をしている学校の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 84.2% 中 83.8% 高 64.7% （R4）	小 100% 中 100% 高 100%
③	学校司書の配置状況	学校司書を配置している学校の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 34.4% 中 23.4% （R3）	小 70.0% 中 66.0%

※「学校図書館の現状に関する調査」は、国が調査しない年度は道教委が独自調査しており、札幌市は調査対象に入っていません。

【参考】北海道教育推進計画における基本目標２に関連する指標

	施策項目	指　標	基準年度(調査実施年度)の状況（R3～4）	目標年度の状況（R9）
①	３－⑥ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）	学校図書館図書標準を達成している学校（小・中学校）の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 42.5% 中 40.6% （R3）	小 70.0% 中 60.0%
②	４－⑤ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）	学校司書を配置していると回答した学校（高等学校）の割合 （出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	4.7% （R3）	50%
③	20－⑥ 生涯学習・社会教育の振興	公立図書館の来館者数 （出典）北海道図書館振興協議会「北海道の図書館」	556.6 万人 （R3）	900.0 万人

● 資　料

１　用語解説

＊１ 子どもの読書活動の推進に関する法律

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

＊２ 公立図書館・市町村立図書館

公立図書館とは、図書館法第２条に基づき、条例により設置された図書館のこと。本道においては、市町村立図書館と北海道立図書館がある。本計画においては、市町村における公民館図書室等の図書館同種施設を含めて「公立図書館」「市町村立図書館」と表す。

＊３ ＧＩＧＡスクール構想

１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した文部科学省の施策。

＊４ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

＊５ 学校図書館図書標準

文部省（当時）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定。

＊６ 学校図書館ガイドライン

学校図書館を巡る現状と課題を踏まえ、更なる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方について文部科学省が示したもの。

＊７ 地学協働

コミュニティ・スクールや地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の一体的な展開を目指した道教委の施策。

＊８ 学校図書館図書整備等５か年計画

公立小・中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした文部科学省の計画。

＊９ ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

＊10 北海道ＳＤＧｓ推進ビジョン

平成 30 年（2018 年）12 月に北海道が策定。本道におけるＳＤＧｓ推進のため、理念や意義、めざす姿、課題と対応の方向などを、道内の多様な主体が互いに共有し、具体的な行動につなげていくことを目指した基本的な指針。

＊11 北海道子ども読書活動推進会議

北海道における子どもの読書活動の推進状況に関する協議等を行い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とした社会教育関係者、学校教育関係者、民間団体の関係者から構成される道教委が開催する会議。

＊12 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

＊13 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

＊14 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、１人５分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

＊15 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組。道教委では、平成 23 年度（2011 年度）から、北海道「朝読・家読運動」を実施。

＊16 ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。

＊17 北海道子ども読書応援団

ブックスタート事業や公立図書館、学校などにおける読み聞かせの活動など、市町村や学校が実施する子どもの読書活動を推進する取組を支援するボランティア。道教委が募集しているもので、団体や個人が登録できる。

＊18 生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。「すいみん表」の他、生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編がある。小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の３種類があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

＊19 読書通帳

公立図書館で借りた図書の書名等を記録しておくための小冊子。記帳機で印字するものや利用者自身が書き込むものなど形態は多様で、名称についても「読書ノート」「読書手帳」など様々なものがある。

＊20 図書館サービス

図書館がサービス対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体。図書館で行われる図書の利用と情報の伝達に関わる幅広いサービスを含む概念。

＊21 レファレンスサービス

図書館などで、調べものの援助をする業務であり、調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

＊22 子ども読書の日

４月 23 日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められている。

＊23 こどもの読書週間

４月 23 日～５月 12 日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和 34 年（1959 年）に、社団法人（当時）読書推進運動協議会によって制定。

＊24 放課後子供教室

全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進。

＊25 放課後児童クラブ

共働き家庭の児童（おおむね小学校１～３年生）を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供。

＊26 地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

＊27 幼稚園教育要領

文部科学省が定める幼稚園における教育課程の基準。

＊28 保育所保育指針

厚生労働省が定める保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。

＊29 学校訪問

教育委員会事務局職員等が学校を訪問し、教育課程や学校運営、施設運営等について指導・助言を行うもの。道教委では、各教育局の指導主事や社会教育主事が各学校を訪問し、授業における学校図書館の利活用などについて、指導・助言することを定めている。

2　関連法令等へのリンク

	法令等	URL	QR コード
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/001.htm	
2	文字・活字文化振興法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC1000000091	
3	図書館法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118	
4	学校図書館法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328AC1000000185	
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=501AC0100000049	
6	学校図書館図書標準	https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm	
7	学校図書館ガイドライン	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm	
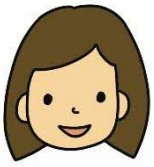
本計画のイラストは、上川教育局の佐藤麻友美社会教育主事が描きました。
このことについてのお問い合わせは、北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係までお願いいたします。(TEL:011-204-5744)